

| | |
|------------------|---|
| Title | 船舶の敵性に関するフランス主義：第一次大戦の判例を中心として |
| Sub Title | |
| Author | 前原, 光雄(Maehara, Mitsuo) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1948 |
| Jtitle | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.21, No.4 (1948. 4) ,p.1- 27 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19480401-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

船舶の敵性に關するフランス主義

—第一次大戦の判例を中心として—

前 原 光 雄

第一次世界大戦の勃發後間もなく各國はロンドン宣言に適當な修正を加へた上でこれを實施する旨を明かにした。例へば、フランスは一九一四年八月二九日及び同年一月六日の命令(Decree)により、イギリスは一九一四年八月二〇日の樞密院令(Ordre in Council)により、イタリアは一九一五年六月三日の命令により、それぞれロンドン宣言に多少の修正を施した上で、これによる意思を表示した。しかし、注意すべきは、船舶の性質決定に關する第五七條一項の規定は各國とも修正せず、ロンドン宣言の規定そのまゝを採用したことである。従つて、この戦争の初期においては、少くとも、船舶の性質決定に關する限りロンドン宣言の規定が適用せらるべきはずである。このやうに主要交戦國が船舶の性質決定につきロンドン宣言第五七條一項の規定によることの態度を明かにしたものと、この第五七條第一項の規定の解釋に關しては各國間に相違があつたが、これを大體四種に要約することが出来る。

(一) 貨物の敵性か非敵性かは所有權關係がその性質決定の一般的基準となるが、この關係は、船舶の敵性か非敵性

の決定には何等重要性をもち得ない。かつ船舶に關しては、唯一の認め得る基準はその國旗によつて示される國籍である——この關係は船舶を特定國の保護の下に置く。この解釋はドイツ、オーストリア・ハンガリー等の判決に現れ、イタリーもこの解釋をとつた。例へば、Island 號に對するドイツ捕獲審檢所の判決、Mukhbir-Samur 號及び H.E. 號事件におけるオーストリア・ハンガリーの判決では、船舶の國性はその船舶が掲揚の權利をもつ國旗によつて決定され、所有者の國籍によつて決定されないと宣言した。

(2) 五七條の規定は、船舶の敵性と非敵性とは、貨物のそれと同様に、原則としては所有權における利益から導き得るに過ぎないが、しかし船舶に關してはこの利益の敵性は實際上の理由により掲揚する國旗によつて決定的に設定される。その掲揚權は、その利益の敵性・非敵性の絶對的な推定をなすのである。これはフランス政府の第五七條に關する解釋であつて、フランスが船舶の所有權關係を敵性と非敵性とを決定する基準として重視し、ただ實際的理由あるひは便宜的な理由から國旗を敵性と非敵性とを決定する絶對的な基準と推定としたのである。従つて、この解釋によれば、船舶の所有權の利益が掲揚する國旗の國家或ひはその個人に實際上歸屬しない場合には、實際には掲揚する國旗が敵性と非敵性とを決定する基準とならないことになる。このフランスの解釋は、一九一五年一〇月二三日に内閣報告書 (Rapport Ministerielle) でフランス政府が批判してゐる。この場合に、掲揚する國旗が絶對的な推定となるといふのであるから、この推定が反證によつて覆すことが出来ないのならば推定でなくて基準といはねばならない。しかし、絶對的な推定といふ以上、その推定は單純な推定でなく、反證によつて容易に覆へすことのできないものでなければならぬ。實際においても、フランスは開戦後約一ケ年間は、合法に掲揚する國旗をもつてその船舶の性質を決定し、所有權關係を深くせんさくすることをなさなかつた。すなはち、絶對的な推定とい

ふのは、實際には性質決定の基準としてゐたことに外ならない。このことは多くの判例によつて立證することができることは次に述べるであらう。

(8) 船舶の敵性あるひは非敵性についての國旗の役割は、敵旗あるひは非敵旗に拘らず、船舶の所有権における利益が、敵あるひは非敵であるとの證據によつて破り得るところの單なる權利の推定である(一九一五年一〇月二三日のフランスの命令、一九一六年二月一七日のロシアの勅令 (ukase))。

(4) 國旗は船舶の敵性に關する色々の基準の中の一つと考へられるに過ぎない。國旗に關する規則は次のやうなものである。即ち、船舶の性質が一般的に事實上の他の要素から、例へば、所有權の事實上の關係から結論されるとしても、敵性が船舶の掲揚する國旗から直接に導き得る場合には、その國旗の下にある利害關係には關係はない。従つてこのやうな場合には、所有權の事實上の検討は如何なる場合にも餘計である。この見解はイギリスによつて代表せられるものであつて、敵旗を掲揚する船舶は、その船舶の所有權に關係なく敵性を與へられ、非敵旗を掲揚する船舶でも、その船舶の所有權の全部または一部が敵性をもつ者に屬する場合は、また敵船となる。Oriental 號に關する判決、殊に *Proton* 號に關する上告審の判決の如きはさうである(註一)。

(註一) J. H. W. Verzijl, *Le Droit des Prises de la Grande Guerre*, 1924, p. 342-343.
Garner, Prize Law during the world war, 1927, p. 366-367.

ロンドン宣言第五七條一項の解釋は以上のやうに違つてゐるが、フランスは開戦後約一ヶ年は前掲の解釋の中で(2)の解釋をとつてゐたのであるが、後にその態度を變へて船舶の所有權關係を船舶の性質決定の基準として重視するやうになり、前掲の(2)の解釋から(3)の解釋に移行した。この(2)の解釋から(3)の解釋への移行は、

いふまでもなく、フランスがその舊態に復歸したことに外ならない。合法に掲揚する國旗を船舶の性質決定の第一の基準として採用したことは、既に述べたやうに關戰後約一ヶ年間であるが、この事實は多くの判例によつて證明することができる。即ち *Ariadene* 號事件、*Bon Voyage* 號事件、*Fiananville* 號事件、*Wilkommen* 號事件、*Au Revoir* 號事件等の第一審判決はいづれもフランスがロンドン宣言第五七條一項の解釋について前掲(2)の解釋をとつたことを示してゐる。試みにこれ等の事件の中で *Au Revoir* 號事件の概略を記せば次のやうである。

フランス旗を掲げる *Au Revoir* 號はブローローニエ港で一九一四年一月三日に、この船はフランス旗を掲揚するけれども事實上はドイツの所有に屬するとしてフランス官憲によつて拿捕せられた。この船は一九一二年四月一日セルブル港でフランス化され、一九一四年八月二六日以來海軍の統制によりフランス船として徴發せられブローローニエで二二六號として登録せられ、開戰の時までフランスの沿岸航海にあてられてゐた。この船はセルブル港で竊装せられ、フランスの國籍をもち、フランス國によつて國旗掲揚權を認められてゐることは登記の抄本によつて明かである。ところが、この船は抵當權のために事實上はドイツのハンブルク・アメリカ汽船會社の所有に屬するのであつて、所有者たるフリリッブ・ハチマー (*Philipp Hattmer*) は單に表面上の名義人であつて、フランス化も一九一五年五月一七日以來撤回せられた。このやうな條件の下にある *Au Revoir* 號に對し、判決はフランスの國籍を失つた後の一九一六年二月一四日に與へられた。その判決の中でフランス捕獲審檢所は次のやうに意見を述べてゐる。

Au Revoir 號の性質が中立であるか敵性であるかは同船が掲揚の權利ある國旗によつて決定さるべきである。拿捕の日である一九一四年二月三日にはフランス船として登録せられ、フランス國によりフランス船と考へられ、フランス國旗の掲揚權をもつてゐた。それ故に實際上この船が誰に屬するかといふことは審檢所では吟味されない。一

九一五年五月一七日にフランス化が撤回されたとしても、それは拿捕の後である。拿捕の有効性を評價するためには、拿捕の行はれた日におけるその船の地位及び性質が吟味されるべきで、その後における變更、讓渡、移轉、登録、登録の抹消あるひは撤回等は拿捕者及び被拿捕者の利益に何等影響を及ぼさない、として拿捕の不法を認められた(註二)。

この判決は少くとも二個の重要な點を示してゐる。第一に、ロンドン宣言第五七條一項を文字通りに適用して船舶の性質決定の絶對的な基準は合法に掲揚する國旗であることを明かにし、従つて、この場合に所有權關係はせんさくする必要のないこと、第二に、船舶の性質決定は、その船舶の拿捕せられた時における諸條件で決定せねばならぬので、拿捕後における條件の變更は考慮に容れな^いとすることである。

(註二) Fauchille, *Jurisprudence Française en matière de prises maritimes*, 1916, p. 109 et suiv. Au Revoir 註二の
577は同書二一五—二一七頁。

フランスを始めロンドン宣言に準據する意思を表示した國々は、開戦後約一ケ年の經驗により、この宣言の規定に修正を加へる必要を痛感した。その第五七條一項の規定については、既に述べたやうに、その解釋はイギリスはイギリス流にフランスはフランス流に解釋してはゐるものの、矢張り修正の必要を感じて第五七條の規定よりもより廣い包括的な基準を採用するに至つた。

先づイギリスは一九一五年一〇月二〇日の Order in Council でイギリス政府はロンドン宣言第五七條の規定は、もはや拘束力なきものとみなすこと、並びに爾後イギリス捕獲審檢所は、イギリス捕獲審檢所で從來守られてゐた規則や原則 (rules and principles formerly observed in such courts) を適用することを宣言した。しかし、この一九一五年一〇月二〇日の樞密院令は國旗移轉に關する規定には言及してゐない。フランスもイギリスの例に倣ひ、一

九一五年一〇月三日の décret によつて、次のやうな修正を留保した上でロンドン宣言第五七條の規定によることにした。即ち「敵國旗を掲げる船舶の所有權の利益が事實上中立國あるひは聯合國の國民に屬し、あるひはこれと反對に、中立旗あるひは同盟國旗を掲揚する船舶の所有權の利益が事實上敵國民または敵國內に居住する者に屬する」とがもし確定し得られるならば、その船舶はその結果、それぞれ中立船、同盟國船あるひは敵船とみなされる」(第一條)といふのである(註三)。

フランスがロンドン宣言第五七條に規定するところの合法に掲揚する國旗の外に他の基準を追加するに至つた理由は、前掲一〇月三日の décret を大統領の裁可を得るために外務大臣ルネ・ヴィヴィニ(René Viviani)と海軍大臣ヴィクトル・オーガニール(Victor Augagneur)が同法案に附した書簡に明かである。それによれば、ロンドン宣言第五七條の規定する國旗を船舶の性質決定の絶對的基準とすることにつき、經驗はかゝる嚴格な規則は事實上不正確な解決に導いたことを證明した。平時において商業上の理由によつて一國旗の下に合法に登録した船舶が戰爭の結果敵となることがあり得るし、また實際においてはこれ等の船舶の所有權における利益が第三國、中立國あるひは同盟國に屬する者に歸することがあり得る。これと反對に中立旗の下に登録せられた船舶が、實際においては敵の利益を代表し得る。

會社の形式の下における資本の結合は、法律上財産權をもち得る固有の人格と、會社に利害關係ある個人の人格と國籍から獨立して法が會社に認める國籍のために、この混合は容易に實現される。

國際法に従へば、交戦者が海上において合法に追究し得るところの目的の一つは、捕獲によつて敵の商船を絶滅することである。もし敵旗の下に登録せられた船舶によつて代表せられる中立人の利益の攻撃において、交戦者は前掲

の目的をはじれ、そして中立商業の自由に對する攻撃を認め得るならば、その合法なる行動權 (droit d'action legitime) は、何人も正當視しない保護であるところの敵の利益をカバーする中立旗の下に登録を行ふことによつて直接に侵害し得る。

われわれの同盟國をも均しく衝撃したところのこの考案が、もし閣下 (Vous) に根據あるものと考へられるならば、われわれは次の命令案を閣下の讃同の下に置く榮譽を有する (註四)。

(註三) 原文は *S'il est établi que les intérêts dans la propriété d'un navire battant pavillon ennemi partient en fait à des nationaux d'un pays neutre ou allié, ou réciproquement, que les intérêts dans la propriété d'un navire, battant pavillon neutre ou allié, appartiennent en fait à des nationaux d'un pays ennemi ou à des personnes résident en pays ennemi, le navire sera en conséquence réputé neutre, allié ou ennemi.*

(註四) *Fauchille, Jurisprudence française en matière de Prises Maritimes, 1919, Annexe, p. 52-53.*

フランスがロンドン宣言第五七條を離脱するに至つた理由は上述の書簡に盡きてゐるが、フランスがロンドン海軍會議において主張したところの所有關係よりの獨立性、即ち船舶はその所有權關係を離れて獨立性を有するといふことが、ロンドン會議では船舶に独自の性質を與へる根據となつたのであるが、今やこれと同一の事情が自らの過去の主張を覆す理由として擧げられてゐることは興味あることである。

一九一五年一〇月二三日の命令の第一條、即ちロンドン宣言第五七條を修正した規定は、一九一六年一月三〇日の海軍大臣訓令第二七條となつて再現せられてゐる。そして、同年七月七日附の通牒によつて同盟諸國の政府は「國際法において古くから認められてゐる規則のみを適用するために」ロンドン宣言の廢棄を宣言した(註五)。そのために、フランスは同日附の命令をもつてロンドン宣言第五七條に新規定を附加したところの一九一五年一〇月二三日の命令

を特に廢棄した。この七月七日以後におけるフランスの準據法は實に曖昧である。一九一五年一〇月二三日の命令は廢止せられたのであるが、これは翌一六年一月三〇日の海軍訓令第二七條にそのまゝ繼承せられ、この訓令は形式的には效力をもつてゐるのであるが、一九一六年七月七日以降の拿捕事件に關する判決はこの點に關して確定的な結論を與へてゐない。即ち、これ等の判決は一九一四年一月九日の命令にも一九一五年一〇月二三日の命令中の規定にも言及せず、何時も内容の疑はしい古い立法をその順據法として掲げてゐる。海上捕獲に關するフランスの立法を通覽するに、新立法は特にこれに關する古い立法を廢棄することを明言せず、一六八一年以來の多くの立法が累積してゐて、少くとも、これ等は何れも形式的には效力を有することになり、たとこの場合には後法は前法を改廢するといふ原則の適用によつて裁判所がそれ等の法規を適用するに當つて取捨選擇してゐるのである。それ故に、第一次大戦中の捕獲事件の判決には、一六八一年以來の立法がそれぞれ必要によつて引用せられてゐる。以上のやうな理由によつて、一九一六年七月七日以後は、フランスの判決は船舶の敵性に關する限り、實際的にはフランスの傳統的な態度に歸つたわけで、この傳統的な態度といふのは、決して一般にフランス主義の名をもつて稱せられるところのロンドン宣言第五七條第一項の規定による態度でないことは特に注目すべきである。

(註五) この聯合國の通牒(Memorandum)はフランスメの發したものは、フランス國際法評論(R. G. D. P.)一九一六年、一六九—一七〇頁にその全文が載つてゐる。

こゝで大戦中の主要國の立法を一瞥するならば、一九一五年一〇月以後は英佛はロンドン宣言を修正して實際上は第五七條の規定から離脱したのであるが、これに對しドイツは復仇として一九一四年八月三日に公表した一九〇九年九月三〇日の捕獲法(Prisenordnung)第一一條の規定に附則(Anhang)を一九一七年六月一六日の命令で挿入し

た。これによれば、中立船にしてその所有権の全部又は大部分が敵國籍を有するものに屬するときは敵船として取扱はるべし。

敵國內に住所をもつ法人、又は其他の會社も本規定の意味における敵國籍を有するものとして適用さる。敵國における住所とは、資本が壓倒的に敵國民に屬すると、營業が敵國民又は敵國から指揮或ひは監督せらるゝ場合を區別せず。

事情が反しない限り、營業に對する敵の指揮・監督とは、敵國籍をもつ者が營業に参加し、又は營業が敵國から共同指揮に當る場合と解す。資本の参加又はその他營業方法への指導、或ひは營業の収益に關する敵國民側から又は敵國內からの請求権の存する場合も同様なりと(註六)。

ドイツは既に述べたやうに、船舶の性質決定に關しては、船舶の合法に掲揚する國旗を絶對的な基準とする國家であつた。しかし、聯合國、殊に英・佛の態度に對抗する意味において、船舶の所有權關係をも性質決定の基準として採用し、殊に法人については、極めて複雑な主義を採用して敵に利益を齎すやうな關係にある凡ゆる法人の所有船舶に敵性を附與することにした。

(註六) ドイツはロンドン宣言の規定に基づき一九〇九年九月三〇日附で捕獲法(Prisenordnung)を制定した。この捕獲法は一九一四年八月三日に公表された。その第一條には「船舶の敵船なりや中立船なりやの性質は、掲揚の權利ある國旗によつて決定さる。如何なる國旗の掲揚権ありやは各商船の船内に有すべき殆んど總ての國家の國旗法の公文書(船舶證書、登録證書、國籍證書、出港許可證、船籍證書、航海免狀、パス、特許(其他)による。

船舶の國籍が疑義なく確定し得るとき、殊に關係國の國旗法の要求する文書を缺くときは、該船舶は敵船として取扱はるべし」と規定する。原文は Die Eigenschaft eines Schiffes als feindlichen oder neutralen Schiffes wird durch die

Flagge bestimmt, zu deren Führung es berechtigt ist.

Welche Flagge ein Schiff zu führen berechtigt ist, ergibt sich nach dem Flaggenrecht fast aller Staaten aus einer amtlichen Urkunde (Schiffs-, Register-, Nationalitäts-Zertifikat, Seebrief, Pass, Patent, Freibrief usw.), die jenes Kaufahrtschiff an Bord haben muss. Kann die Nationalität eines Schiffes nicht einwandfrei festgestellt werden, fehlt insbesondere die nach dem Flaggenrecht des betreffenden Staates erforderliche Urkunde, so ist das Schiff als feindliches zu behandeln.

其の要旨は「一九一七年六月十四日の協定」に「Als feindliches ist ein neutrales Schiff zu behandeln, wenn das Eigentum ganz oder zum grösseren Teil feindlichen Staatsangehörigen zusteht.

Als feindliche Staatsangehörige im Sinne dieser Vorschrift gelten auch juristische Personen oder Gesellschaften anderer Art, die im feindlichen Lande ihren Sitz haben. Dem Sitze im Feindeslande steht es gleich, wenn das Kapital überwiegend feindlichen Staatsangehörige zusteht, oder wenn der Gesellschaftsbetrieb von feindlichen Staatsangehörigen oder vom feindlichen Lande aus geleitet oder beaufsichtigt wird.

Sofern die Umstände dem nicht widersprechen, ist feindliche Leitung oder Beaufsichtigung des Gesellschaftsbetriebs anzunehmen, wenn feindliche Staatsangehörige an ihr beteiligt sind, oder der Geschäftsbetrieb vom feindlichen Lande aus mitgeleitet wird. Das Gleiche gilt, wenn eine Kapitalbeteiligung oder sonstige Zuführung von Betriebsmitteln oder die Inanspruchnahme von Erträgen des Geschäftsbetriebs von seiten feindlicher Staatsangehörige oder vom feindlichen Lande aus feststeht.

支那も一九一七年の規則によりその第三條の規定で、「本規則に關し敵船なる言葉は次の如きものを意味す、(一)敵旗を掲揚する船舶、(二)中立旗を掲揚する船舶にして其所有者又は所有者の或者が敵國に住所をもつもの」と規定して所有權をも性質決定の基準として採用し、しかも英國流に住所主義を採つてゐる。

ロシアは一八九五年の規則第七條一項によつて船舶の性質決定の基準として國旗を採用してゐたのであるが、一九

一六年二月四—一七日の勅令はフランスの一九一五年一〇月二三日の規則を見本としてそのまゝ規定した。その後一九一六年一月八—二二日の勅令は前勅令を廢止してゐるが、船舶の性質決定に關する規定は前勅令の言葉をそのまゝ規定してゐる。

以上のやうに、第一次大戰中において大體の國家は、實際上ロンドン宣言の規定によらず、一九一五年一〇月の英・佛の態度に倣ひ船舶の所有權關係をその性質決定の基本原則の一つとして採用したのであるが、この間にあつてイタリアは一九一五年六月二四日の命令第一〇一四號第四條ではロンドン宣言第五七條に多少の修正を加へ、船舶の性質決定の窮極的な基準として船舶の所有者が何人であるかといふこと、即ち所有權を採用してゐるが、これは政策的な規定であつて、開戰當時イタリア港にあつたオーストリア・ハンガリーの國籍をもつ個人及び會社の船舶の捕獲を目的とする規定であつた。それ故に、その後一九一七年三月二五日の勅令「今次戰爭中捕獲權行使に關する規則 *Règles relatives à l'exercice du droit de Prise pendant la guerre actuelle*」の第一七條は「次の規定留保の下に於て、船舶の國性はその船舶の掲揚の權利ある國旗による、もしその船舶にして特定の國旗掲の權利なきときは所有者の國籍が考慮せらるべし」(註七)としてロンドン宣言第五七條を支持してゐる。そしてこの規定はその後變更されずして大戰を終つたのである。

アメリカも亦イタリアと同様に第一次大戰ではイギリスの古い規則には據らなかつた。一九一七年の海軍訓令 (*Instructions for the Navy*) 第五六條は「私船の中立性なりや敵性なりやは其船舶の船舶書類により證明せられたる其船舶の掲揚權ある國旗國が中立性なりや敵性なりやによつて決定さる」としてロンドン宣言の規定を踏襲してゐる(註八)。

日本もロンドン宣言第五七條によつた一九一四年(大正三年)一〇月七日の海戦法規第一八條は修正しなかつた。以上舉げた各交戦國の態度が示すやうに、各國の實行はロンドン宣言第五七條の規定を踏襲するものと、これを修正したものに分されるが、第五七條を踏襲した國は米伊のやうに後に大戦に参加したか、或ひは日本のやうに戦禍の中心から遠ざかつた國であるか、何れにしても第五七條の規定の修正國程にこの規定の影響が切實な國でなかつたやうに考へられる。

(註七) イタリーの一九一七年の訓令第一七條のフランス譯は *Sous réserve des dispositions qui suivent, la nationalité d'un navire est déterminée par le pavillon qu'il a le droit de porter.*

Si le navire ne pas d'arborer un pavillon déterminé, on aura égard à la nationalité du propriétaire. y a-t-o.
 (註八) アメリカの一九一七年二月八日の海軍訓令第五六條は次のやうに規定する。「The neutral or enemy character of a private vessel is determined by the neutral or enemy character of the state whose flag the vessel has a right to fly as evidenced by her papers.」

フランスの立法から大戦中のフランスの態度を分類するならば、開戦から一九一五年一〇月二三日にロンドン宣言第五七條を修正するまではロンドン宣言の規定をそのまま實行すべき時期であり、一九一五年一〇月二三日から一九一六年七月七日にロンドン宣言の規定を正式に廢棄するまでは一九一五年一〇月二三日の修正規定が適用せらるべき時期であり、一九一六年七月七日以後はフランスが自己の傳統的な態度に立歸つたのである。以上のやうな三つの時期に區分してフランスの態度を観察するならば、理論と實際との間に甚だしい喰ひ違ひのあることを發見する。

(1) 開戦から一九一五年一〇月二三日の命令公布まで、

フランスが原則としてロンドン宣言の規定による意思を表示したのは一九一四年八月二五日であることは既に述べ

た。しかし、この八月二五日の捕以前獲事件についても船舶の性質決定に關する限り、ロンドン宣言第五七條を適用した。例へば、一九一四年八月二二日に拿捕せられた *G. Ford, Laeisz* 號事件では、この船は敵旗を掲揚するのみならず、敵の所有に屬する船で、最も典型的な事件であつたが、これにはロンドン宣言第五七條に表現せられた基準が適用せられた。その他これと同様な事件は多數ある。

フランス捕獲審檢所は一九一五年一〇月二三日の命令以前の捕獲事件にはフランス旗或ひは非敵國旗を掲揚する船舶は、その船舶が敵人に屬する場合にも五七條の規定によつてその捕獲を不法としたことは既に述べた。フランス旗を掲揚するが、實際はドイツ人の所有に屬する *Ariadne* 號、*Bon Voyage* 號、*Flamaville* 號、及び *Willkommen* 號等一九一五年五月八日及び一〇日にセルポール港で拿捕した諸事件は何れもそうであつた。これ等の拿捕は無効であることが一九一五年九月二二日及び二三日の判決によつて宣言せられた。そしてフランスは一九一五年一〇月二三日の命令公布前に爲された拿捕については、命令公布後に判決を下した場合にもこの態度を固執した。一九一五年一〇月二三日以前の拿捕には、如何なる國旗の掲揚権もない場合、或ひは船舶の性質が船舶書類によつて證明し得ないやうな場合には、フランス捕獲審檢所は補助的な基準として船舶の性質を決定するために所有權の利益 (*intérêt dans la propriété*) を基準として採用したのである。例へば *Vilkommen* 號 (*Willkommen*) 事件の判決によれば一九一一年八月の海上法 (*Ordonance de la marine*) 第三卷、第九節、第四條により認められた國際法の原則によれば、敵に屬する總ての船舶は捕獲物である。そして、船舶にして商船として如何なる國旗の掲揚権をも主張し得ないときに、もし事實上その船舶の所有權の利益が敵にあることが事實及びこの事件の文書により明かである場合は、敵に屬するものと考へらるべきである。としてこの船舶は敵船として沒收せられた(一九一六年八月三日判決)(註

九)。

國籍を證明すべき船舶書類のない場合に敵船として捕獲せられた實例は多いが、その一例としてロシタ號(Rosita)事件の判決の一部を記せば、國旗を掲揚せず、かつ船内に或國家の國旗を掲揚し得ることを示すべき何等の書類をも發見し得ない船舶の中立性或ひは敵性はロンドン宣言第五七條に或修正を附加をした上で適用するといふ一九一四年一月六日のフランスの命令では決定し得ない。

しかし、船内に何等の書類をも發見し得ないこの小舟は、その船具及びその附屬物と共に、一六八一年八月の海上法、一七七八年七月二六日の規則(Reglement)及び革命曆第一一年九月二日の布告(arrêté)にいふところの國籍がこれ等の規則により、即ち船舶書類により證明し得ないものは捕獲物であるとの規定で捕獲せられる(一九一五年九月二八日判決)(註一〇)。

(註九) Fauchille, Jurisprudence Française en matière de prises maritimes, II, p. 292-295.

(註一〇) フォーシェ、前掲、一九一六年、一〇七一—一〇九頁、參照。

ロシタ號事件に類似した事件としては、曳船(Remouqueur)ザイハウン號(Seyhaun)事件及び同じく曳船アドウヌス號(Cyanus)事件を挙げ得る。ザイハウン號は一九一五年六月五日にメシナの前方でフランス巡洋艦ジャンヌ・ダルクに拿捕せられた。アドウヌス號も同様にジャンヌ・ダルクに拿捕せられた。これ等の二船は一九一五年三月四日に第一回の臨検をうけたが、解放せられ、同年六月五日再度の臨検の結果拿捕せられたものである。これ等二船は同一の條件にあつたので一括審理せられた。その判決の要點を摘記すれば次のやうである。即ち、臨検し拿捕せられたときに國旗を掲揚せず、かつ船内に如何なる國旗の掲揚權をも證明すべき文書のないこの曳船は、一九一四年一月六日の命令に一定の修正と追加を行はなければロンドン宣言第五七條の規定するような方法では敵性と中立性を決定し得ない。

しかし、船内に何等の文書を有しないこの曳船に對しては、その船具と共に船舶書類により國籍を證明し得ない船舶は捕獲

物であるとする一六八一年八月の海上法、一七七八年七月二六日の規則、革命暦第一一年第九月二日の布告等の規定により捕獲権がある、と（フォーシーユ、前掲、一九一六年、一七四頁以下参照）。

何れの國の國旗の掲揚權もなく、従つて國籍を確定し得ない場合は、かかる船舶の性質を決定するためには、所有者の性質が確かめられねばならぬ。しかし、船舶書類により船舶の所有者を確定し得ないやうな場合には、一定の猶豫期間を與へて、利害關係人をしてこの船舶が何人に屬するかを決定するために適當な文書を持參させることを目的として判決を延期したこともある。この場合は、前掲ロシタ號事件とその取扱ひを異にし、國籍を證明すべき船舶書類がないことから直ちに敵船として沒收しないで、更に所有權關係を追究するのである。このやうな取扱ひをした典型的な事件としては、ロイド號 (Lloyd) 事件を擧げることが出来る。

ロイド號は一九一五年五月一〇日にセルブルにおいて同港海軍官憲によつて拿捕せられ、一九一五年九月二三日に判決が與へられたのであるが、その要旨を摘記すれば、革命暦第一一年第九月二日の布告第一條によれば、敵國に屬する總ての船舶は捕獲物件であるとする。それ故に、船舶にしてフランス海軍當局の拿捕のとき、國旗をもたないものは、その船舶が捕獲物であるか否かを決定するために、それは敵人の所有であるかフランス人の所有であるかを探求することが適當である。

船舶にして、もし戰前現在敵となつてゐる地で建造され、フランス旗の下に航海する權利を與へるところの合法的なフランス化が與へられず、そしてもし、敵對行為開始前に現在敵となつてゐる國に駐在するフランス領事の前で、フランス市民の所有權の宣言の客體であつたので、その船は所有權證書の領事館事務所への寄託に基き、拿捕のときに無効であり、かつ法的價値のない假許可を受けてゐたので、何れの國の國旗をも持たないと考へられた。

この状態の下において、この船舶が敵の所有権であるか、フランス人の所有権であるかを宣言するためには、捕獲審檢所はこの船の所有権の名義人を檢討せねばならぬ。そしてもしこの名義人がなければ、審檢所は一定の猶豫期間内に利害關係人をして誰にこの船が屬するかを定めるに適當な總ての文書を持參することを許すために判決を延期し得る。その結果二ヶ月の延期が與へられた(註一一)。

(註一一) フォーニーニ、前掲、一一七—一九頁、參照。

(二) 一九一五年一〇月二三日より一九一六年七月七日まで。

この期間では一九一五年一〇月二三日の命令でロンドン宣言第五七條が修正せられ、船舶の所有権の利益が常に掲揚の權利ある國旗に優先することになった。しかし、實際において、この期間に行はれた多くの捕獲事件においては、フランスは常に古い立法を基準として船舶の性質を決定したのであつて、一九一五年一〇月二三日の命令を適用した事件は、曳船(Remorqueur) D、K、D、號事件がただ一つあるのみである。即ち、その判決によれば、曳船 D、K、D、號は一九〇七年にフランスの國籍證書を得たとしても、當局はその後、この特權は正當に與へられたものではないことを確認した。當局はついで、北アルゼー州(Nord d'Alger)の治安裁判所の判事の前で、詐欺的なフランス化を追究せんと企てた。一九一七年二月二七日附でアルゼー裁判所長の確認した一九一四年一月二四日の判決により、治安判事はこの曳船の所有権における利益は全部ドイツの會社、即ちドイツ石炭倉庫會社(Deutsches Kohlen Depot)に屬することを認めた。この事實は調書の全部から導いた結論である。よつて一六八一年八月の海上法第三卷、第九節、第四條、革命曆第一一年第九月二日の布告、並びに一九一五年一〇月二三日の命令により認められたる國際法の原則により、敵に屬するこの船舶は捕獲の目的物なり、と述べて、古い法規と同時に一九一五年一〇月二三

日の命令を準據法としてゐる。これに類似の事件としては哨艇 (Vedette) グーヴェルヌール・エ・イヴェルヌール號 (Gouverneur et Hiveneur) 事件があるのみである(註一二)。

(3) 一九一六年七月七日以後

一九一六年七月七日以後のフランスの準據法については疑問がある。一九一五年一〇月二三日の命令そのまゝの一九一六年一月三〇日の海軍訓令は廢棄せられないままになつてゐる。それにも拘らず、一九一六年七月七日以後に行はれた拿捕に關する判決は、この點に關し何等回答を與へない。それ等の判決は一九一四年一月九日の命令にもまた一九一五年一〇月二三日の命令にも言及せず、何時も内容の不明確な古い立法を準據法として掲げてゐる。この點からして、一九一六年七月七日以後は、フランスはその傳統的な古い態度に復歸したとみるべきである。

(註一二) Ministère de la Marine, *Décision du conseil des prises*, T. II, 1923, p. 89-91; p. 111-113.

これを要する立法的な立場からフランスの第一次大戦中の準據法を考へるならば、前掲の三段階に分けることが出来るが、フランスがロンドン宣言第五七條一項の規定に忠實であつて、船舶が合法に掲揚する國旗を船舶の性質決定の優先的な基準としたのは開戦から約一ヶ年後の一九一五年一〇月二三日までであつた。その時以後は常にフランスの傳統的な態度に歸つて、古いフランスの立法によつて判決を下したことは明かである。一九一五年一〇月二三日の命令によるロンドン宣言の修正は結局船舶の所有權をその性質決定の基準として採用する意思を明かにし、しかもこの點は既にフランスの古い立法中に規定せられてゐることであり、決してフランスの古い立法の修正或ひは廢棄ではない。一九一六年七月七日の同盟諸國によるロンドン宣言廢棄の通牒は、更に公然とフランスが傳統的な立場に歸ることについての法的根據を與へたものといつてよい。この事實より判斷するならば、從來一般にフランス主義と稱ば

れてゐるところのロンドン宣言第五七條一項の規定は、フランスによつては實に約一ヶ年三ヶ月しか實行されなかつた主義であることがわかる。従つて、船舶の性質を決定する基準として、その船舶が合法に掲揚する國旗によるとするのがフランス主義であるとする見解は誤解によるか、或ひは少くとも不正確な表現であることは明かで、この點は更に後に述べるであらう。

以上述べたところは、船舶の所有權或ひは國籍が船舶の性質を決定するに當つて、第一次大戰中フランスの裁判所で如何に取扱はれたかに重點を置いたものであるが、以下においては更にこれに關連する他の點についてのフランスの判決を述べて、フランスの態度を明かにしない。

(1) 國籍確認の方法

國籍を證明するには船舶書類が最も重要な役割を果すことは異論のないことである。船舶書類とはいふまでもなく、一般の國家の國內法によつて船舶内に備へ付けることを要求する文書である。これ等の書類は世界の大多數の國家間に大體一致してゐることも説明を要しない。しかし、船舶書類の不備によつて國籍を證明し得ないが、他の文書で中立性が明かな場合にもこの船舶は敵船として取扱はるべきであるか？ 或ひはこれと反對に、船舶書類によれば中立船であるが、その他の船内の文書によると敵船であるといふやうな場合に、船舶書類を重視して、この船舶に中立性を認むべきであらうか？ そしてまた船舶書類は正式の即ち本國政府の權限ある官廳によつて交付せられたもののみが所謂船舶書類として據證に役立ち、略式のものには證據の價值をもたないであらうか。これ等の點についてフランスの判例は、それぞれ回答を與へてゐる。

先づ後の點については、ベルセボリス號 (Persepolis) 事件を擧げることが出来る。ベルセボリス號は三五一トン

の汽船でシリヤのアレクサンドレッテ (Alexandrette) に向ふ途中、フランスの巡洋艦ダントルカストオ (D'Entrecasteaux) によつて一九一五年四月一日に拿捕せられた。拿捕のときに、この船はベルシヤ旗を掲揚してゐた。そして拿捕の時に船内には次のやうな冒頭の記述をもつた帳簿があつた。即ち「ベルシヤ帝國、商船、國際沿岸航海業」とある。一九一四年七月にこの船はベンダー・アブス (Bander-Abbas) 港で登録せられ、アンヌ・トゥラシビュール・キリニー (Anne Thrasybule Kyllion) 夫人の會社に屬する。この帳簿にはパスポートと書いたベルシヤの印紙が貼つてある。またこの帳簿は切手と印形があつて、ベルシヤ政府の領事のサインした記述が、この船が異つた航海に従事したときに、入港の時と出港の時に附記されてある。この部分はこの船が行ひ得る航海のパスポートの帳簿を成してゐる。

他方において、拿捕の後、コンスタンチノール駐在のギリシヤ大使館の領事官事務所の一等書記官による一九一四年六月二六日にペラ (Pera) で書いた證書があつた。それによると、ギリシヤ人サマトラキス (Samathrakis) はこの船の持分であるところの價格の五一パーセントに當るものをベルシヤの國籍をもつアンヌ・トゥラシビュール・キリウ夫人に賣つたのである。

かゝる條件の下において、そしてまた調査の他の部分からも判斷して、このペルセポリリス號は中立性をもつものと観ることが出来る、と判決してゐる(註一三)。

この判決に示すやうに、船舶書類は必ずしも本國の權限ある官廳によつて交付された正式なもののみが證據力をもつのでなく、出先の領事によつて作成せられた文書も亦正式の船舶書類のやうな證明力が認められてゐる。

次に、船舶書類に屬しないとこの船内の他の文書にも證據力が認められるか否かに答へたものゝ一例としてはサ

ント・エレーヌ號 (Sainte-Hélène) 事件(註一四)、マルーサ號 (Goëlette Mahroussa) 事件(註一五)等を擧げることが出来る。サント・エレーヌ號は一九一五年六月二三日にポート・ヴロモ (Port-Vromo) の投錨所から半哩の海上でフランス駆逐艦アルバレール (Arbalète) に拿捕せられたのであるが、船内で押収した文書により、この帆船はトルコの國籍が確認せられたので、合法的な捕獲物とせられた。この判決は正當であると考へる。船舶書類は船舶の性質を證明する公式の文書であることは勿論であるが、海上捕獲の目的は、敵性をもつ船舶及び貨物の捕獲にあるのであるから、敵性なることが船舶書類以外の文書によつて明かである以上、捕獲を禁止すべき理由はない。船舶書類は船舶の性質を證明する最も有力な材料であるが、少くとも、絶對的な性質決定の基準とは解されない、とするのがフランスの態度である。況して、船舶書類で國籍を證明し得ないやうな場合には、船内の他の文書が性質決定のために重要な役割を果たすことは當然である。

次に、國籍を證明するのは船舶書類及び船内にある他の書類に限定せられるか否か、の點であるが、海上で船舶が交戦國の軍艦によつて臨檢せられた場合に、船外にある書類によつて船舶の性質を争ふことは事實上不能である。しかし、捕獲審檢所に引致して取調べる場合は自ら別である。この場合には、必要により船内ない文書をも取り寄せてこれを用ひることが可能である。フランスの判例は、この點に關しては古い立法を無視してゐる。即ち、一七七八年七月二六日の規則第二條は拿捕後に提出する證據を認めず、總工の場合において船内の書類のみが考慮せられることを規定するからである。それにも拘らず、例へば、マスーダ號 (Goëlette Massouda) 事件においては、「船内で押収した文書及び船長並びに乗組員の訊問により、敵の國籍なることを確定し得たときは、敵船として捕獲物となる」と判決してゐる(註一六)。この場合に、船内の文書のみが證據力をもつならば、船長並びに乗組員を訊問することは

無用の手續である。船内の文書で國籍を證明し得ないときは、革命曆第一一年（一八〇三年）布告第五三條により敵性が認められるのであるから、この事件では、乗組員の言葉に證據力を認めたものと解せねばならない。この點は後に擧げる判例において一層明瞭である。

(註一三) *Rauchle, Jurisprudence, 1916, p. 212-215.*

(註一四) フォーシーニ、前掲、一九一九年、三三一頁。

(註一五) フォーシーニ、前掲、二七三—二七五頁。

(註一六) フォーシーニ、前掲、二二二—二三三頁。

(2) 性質決定の時

船舶が敵性をもつか否かを決定する時としては、拿捕の時、及び判決の時などが考へられる。この點に答へる判例としては、ソルヴェイ號 (*Solvey*) 事件、アリアドメ號 (*Ariadne*) 事件、ボン・ヴォワイアージュ號 (*Bon Voyage*) 事件、フラマンヴィル號 (*Frananville*) 事件、ヴィルコムメン號 (*Wilkommen*) 事件等多くのものゝを擧げることが出来る。例へば、ソルヴェイ號事件の判決には、捕獲の有効性を評價するために國際法上一般に承認せられ、かつ適用せられる原則に従へば、被拿捕船の地位及び中立性と敵性が決定せられるのは、その拿捕の時でなければならぬ。それ故に、拿捕の時以後に生じた登録、移轉、讓渡或ひは變更は、拿捕者或ひは被拿捕者の利害關係に何等の效果をも及ぼさない、としてゐる(註一七)。

この判決も正當であつて、判決文中に述べられてゐるやうに、拿捕後における性質の變更は被拿捕船の性質決定に何等影響しないものと解すべきである。拿捕後における性質の變更を審檢所において考慮せねばならぬとすれば、被拿捕船の利害關係者は、没收の判決を免れるために凡ゆる方策をめぐらすであらうから、かくては捕獲權は有名無實

に終る惧がある。この點は判決中に示すやうに一般的な捕獲法の解釋といつてよいであらう。

(註一七) フォーシーユ、前掲、一二六頁、參照

(3) 舉證の責任者

船舶の性質を證明するについてフランスの法規の中で重要なものは一七七八年七月二六日の規則第二條である。この規定によれば「船舶の拿捕後に告知し得る證據品は如何なる場合にも何等信を置き得ず、該船舶の所有者にも船内の積荷の所有者にも何等の利益とならず。總ての場合に於て船内の書類のみが考慮せらるゝものとす」としてゐるので、拿捕の時に船内にあつた書類のみが、その船舶及び積荷の性質を證明するために役立つことを明かにしてゐる。

従つて、これ等の書類によつて船舶の性質並びに積荷の性質を證明する責任者は、この船舶の支配者であり、船舶及び乗組員の管理者であるところの船長に一切の舉證の責任があるものと觀るべきである。この點は前掲ソルヴェイ號 (Solwey) 事件の判決中に明示せられてゐる。即ち「一七七八年七月二六日の規則第二條 (革命曆第八年霜月二九日の布告によりその效力をもつてゐる) によれば、船舶の所有權を證明することは中立船の船長に屬する」としてゐる。判決は船舶の所有權についてのみ述べてゐるが、獨り所有權に限らず、船舶、積荷及び乗組員の性質等船舶書類及びその他船内の文書によつて證明し得る一切の事柄の舉證の責任は船長にあると解すべきである。

(4) 船舶書類なく船舶の性質を決定し得ない場合

拿捕の時船内に船舶書類その他船舶の性質を決定すべき文書がなく、そのために船舶の性質を決定し得ないやうな場合の實例は大戦中フランスの捕獲事件では非常に多數あつた。フランスの立法では、少くともこの場合には二個の解釋が可能であると信ずる。即ち前掲一七七八年七月二六日の規則第二條によれば、拿捕の時に船内にあつた文書の

みが船舶の性質を決定するのであるから、船内に文書のない場合には、船舶の性質は決定せられない理である。船舶の性質が決定せられなければ、その船舶には敵性と非敵性との區別を立てることが出来ない。そこで、この場合の一つの方法としては被拿捕船の利害關係者をして船舶の性質を證明すべき證據を提出せしめ、これによつて性質を決定する方法を採るか、或ひはかゝる船舶は船内の書類によつて中立性を證明し得ないものであるから革命曆第一一年（一八〇三年）の布告第五三條によつて敵船とするか、何れの解釋も可能である。フランスの審檢所は事情により、この二個の異つた態度を執つてゐる。實際問題としては、船内に書類のないことは一致しても、その他の條件に色々相違がある。例へば、船舶書類がないのみならず、船名も番號もなく、その上船内に敵族を發見した場合とか。右と同一の條件にある上に乗組員が臨檢前に全部逃亡したものとかが。船舶書類はないが、乗組員に對する訊問により敵人の所有船であることが明かになつた場合とか其他。實例はそれぞれ違つた條件の下にあるが、これ等に對してフランス審檢所は一樣に敵性を認めてゐる（註一八）。

（註一八）スリミニ號 (Golette Salimie) 事件——スリミニ號はメシナの東方に向つて航海中、フランス巡洋艦デセイ (Désir) によつて一九一五年一〇月七日に拿捕せられた。同船は船舶書類その他何等の文書もなく、最も不規な條件の下に航海してゐた。船長、四名の船員及び五名の船客は何れもトルコ人であつた。船員の陳述により同船はメシナに居住するトルコ人ハミツド・エフエンズイ (Hamid Estandi) に屬するものであることが確定せられた。

かゝる條件の下において、セリミニ號はトルコの國籍をもつことが争はれなかつた。そして拿捕の日には、佛土は戦争状態にあつたので、この船は合法なる捕獲物とせられた（フォーション、前掲、一九一六年、二二一—二二二頁）。

カイクX號 (Calque X) 事件——フランス巡洋艦ジャンヌ・ダルク (Jeanne d'Arc) はアダリア海中の公海で一九一五年五月一二日に一隻のカイク（トルコの輕舟）を拿捕した。この船には船名も番號もない。その乗組員は巡洋艦の接近により地上に逃亡した。艦檢士官は船内に船舶書類を發見し得なかつた。しかし、乗組員が持ち去ることを拒却した封印せられたトル

コ旗があつた。かゝる事情の下において、そして何等反對の申立がないので、このカイクはトルコの國籍をもつものと看做し沒收の判決をした(フォーシーニ、前掲、一九三一—一九四頁)。

バルカスX號 (Barkasse X) 事件——アレキサンドレット灣の中の公海で容積トン四〇トンのバルカス(大帆船)がフランス巡洋艦デセイ (Désaix) によつて拿捕せられた。この帆船には船名も番號もなく、乗組員もゐない。臨檢の士官は船内に船舶書類も何物も認めず、鐵鎖及び錨があつたのみである。かゝる事情の下において、何等反對の申立がないので、この船は巡洋艦の接近により乗組員が見棄てた敵國籍の船と看做さるべきである(フォーシーニ、一九一六年、二四二—二四三頁)。

これ等の事件が示すやうに、船内に國籍を證明すべき文書がなく、その上に他の種々の事情から判斷して敵船の嫌疑濃厚であるものも、直ちにこれを敵船と斷定しなかつた。前掲のフランスの古い立法は、船舶書類によつて、そして船舶書類のみによつて中立性を證明し得ない船舶は合法的な捕獲物とするのであるが、フランスは嚴格にこの規則にはよらなかつた。上述の事件の判決文中には、「かゝる事情の下において、かつ何等反對の申立がなかつたので(dans ces circonstances de fait et en l'absence de toute allegation contraire) といふ意味が記されてゐる(註一九)。即ち、敵性でないといふ反對の申立があれば、中立性なりや敵性なりやがその申立に基いて更に検討せられたであらうが、それがないので敵船として處理されたのである。

これと反對に、或種の事件では、反對の申立といふことを問題とせず處理したものもある。その場合は種々の事實から判斷して敵船であると斷定することが至當であるとせられたからである。スクーターX號(Schooner X)事件の如きはそれである。即ち、船名・番號なきスクーター(二本檣の小帆船)が一九一五年一月七日フランスの補助報知艦ノールカベル(Nord Capel)によつてクレート島の東南端のクープ・ニス(Koupho-Niss)島の東方約一〇海里の所で拿捕せられた。この船は大砲で武装され、船内にはトルコ兵が居り、曳網漁夫が乗組み、この船の少尉によ

つて指揮せられる七人の者が臨検のため乗込んだ者に飛びかかつて来た。これ等の者を取押へ、直ちに鎮壓した。かくて士官一一名、下士官五名、兵卒二七名のトルコ兵を俘虜とした。この捕へられた支隊長の言によれば、彼はトルコ軍の騎兵士官で、トリポリに向ふ途中であつた。

トルコ帝國の軍艦々籍表にないこのスクーターは、船名も番號もなく、また船舶書類もない。そして支隊長の指揮下に置かれ、船長も乗組員もなしに航海してゐた。かゝる事情の下においては、合法に敵國籍をもつものと看做し得る。従つて、一七七八年の規則第二條及び革命曆第一一年第九月二日の布告第五三條により捕獲し得るとしてゐる（フオーシーニ、前掲、四三三—四三五頁）。

この事件においては、船名・番號がなく、また船舶書類もなく、國籍を確むべき何物もないが、トルコ軍隊が乗込み、その指揮下に置かれてゐたので、トルコの國籍をもつものと看做され、反對の申立の有無は問題とせられなかつた。この外に、フランス軍艦が接近して來たので乗組員が全部陸上に逃走し、船内を臨検しても國籍を證すべき書類はなく、船名も番號もないものなども反對の申立の有無は問題とせずして敵國籍をもつものと看做された。例へば、一九一六年三月六日にシリアの沿岸ドゥゼバイヌ (Djébaïl) の南方三海里の所でフランスの補助報知艦 (L'Aviso auxiliaire) ハリー二世號 (Paris II) に拿捕せられたバルカス X 號事件、一九一六年三月七日に同じくパリ二世號に拿捕せられたバルカス X 號事件等は何れもさうである。これ等はフランス軍艦が臨検のために停船を命じると、乗組員が陸上に逃亡したことから判斷して、フランスの敵であることを乗組員が承知してそのやうな態度に出たものであることは想像に難くない。そこで、その判決文中には「かゝる事情の下に於ては、この船は敵國籍をもつものと解すべきである (dans ces circonstances, le navire doit être tenu pour être de nationalité ennemie)」

としてその捕獲は正當であり、かつ有效である旨を判示してゐる(註二〇)。

(註一九) *Décisions du Conseil des Prises, 1916, p.140.*

(註二〇) *Décisions du Conseil des Prises, 1923, p. 24-26.*

しかし、これ等の判例と前掲の判例、とを比較するならば、フランスの捕獲審檢所の態度に不一致のあることが明かに看取される。即ち、巡洋艦ジンス・ダルク號がアグリア灣中の公海で一隻の輕舟を拿捕した事件では、このカイクは船名も番號もなく、乗組員が巡洋艦の接近により地上に逃亡し、船内には船舶書類がなく、しかもトルコ旗を發見したのであるが、「何等反對の申立がないので」と判示して、反對の申立を認め、後に示した判例ではこれと殆んど全く同一の條件であるにも拘らず、直ちに敵國籍をもつものと看做して合法的な捕獲物としてゐる。即ち、前の判例はフランスの古い立法をそのまま、嚴格に適用せず、後の判例は古い立法を嚴格に適用してゐる。この點に關するフランスの態度は曖昧であつたことは争へない。

(5) 船舶書類の破毀

船舶書類を破毀した船の取扱ひに關してはスペイン船アルフォンソ三世號(Alfonso XIII)事件が示してゐるやうに、フランスの態度は明かである。この點に關しては、フランスは、一七七八年七月二六日の規則第三條をそのまま適用してゐる。即ち、船舶書類を海中に投じ或ひは湮滅し、または破毀する總ての船舶は(中立國船、同盟國船も同じ)合法的な捕獲物となる(註二一)。

(註二一) アルフォンソ三世號事件——スペインの曳網漁船アルフォンソ三世號は一九一六年一月一日にウエヌサン島(Île d'Ouessant)の沖で停船を命ぜられ、フランスの巡視船(Patrouilleur)ゴエラン二世(Goéland II)によつてアレストに引致せられた。同日臨檢の調査によれば、この船はケルンを出發したが目的地は不明であり、不完全にして不正規な船舶書類を

備へ、船内には船員名簿にジョース・ラミロ・ペレス (Jose Ramiro Perez) といふ姓名で記されてゐる漁業主が居り、その容貌・服装はその職業と不一致で、臨検士官をして直ちに疑念を懐かしめた。そして船舶書類の海中への投棄は臨検前なることが確認せられた。アルフォンソ一三世號は聯合國海軍當局に敵の利益のための航海を爲すものとして注意を促されてゐるものである。

審問中において、所謂漁業主は實は、汽船の機械技師であること、姓名はラミロ・ペレスでなくガザイナ・アリラガ (Garcina Arillaga) でスペインの國籍をもつことを遂に自白し、そして船舶書類を海中に投じたのはアルフォンソ一三世なることを隠さんが爲であることを認めた。後に至つて彼はカロ・サリスベリイ (Caro Salisbury) といふ名前の電報で有名なコスタ・リカのブラウン・ウィリス (Browne Willis) といふものであることを主張した。かゝる事情の下において、アルフォンソ一三世號は軍事的援助の嫌疑あるものとして拿捕せられた。

そこで、前掲要旨の船舶書類を海中に投じて其の國籍を隠さんとした理由により、捕獲物となる旨の判決が下された (フォーシーニ、前掲、三五四—三五六頁)。